

工業化と外資導入

—— その概念的考察と東南アジアのケース・スタディ ——

やま なか いち ろう
山 中 一 郎

- I はじめに
- II 封鎖経済と自由貿易
- III 自由貿易下の外資導入
- IV 保護貿易下の外資導入
- V タイのケース
- VI シンガポールのケース
- VII むすび

I はじめに

海外投資の、マクロ的諸効果についての研究の歴史は、比較的新しい。伝統的な国際貿易理論においては、生産要素は国境を越えて移動しないものと想定されてきた。しかし現実の国際経済は、直接投資という形での生産要素の大規模な移動を、しだいに顕著にしつつある。その過程で、国際経済の従来の生産・流通・消費のパターンも、一定の変容を示しはじめている。

第1表は、DAC加盟諸国の海外直接投資の規模を、地域別・産業別にみたものである。この表では、1960年

代後半の投資累計額をとってあるが、その額は合計で80億ドルを超えている。地域配分は全体として、ラテン・アメリカが外資総額の40%を占め、これにアフリカ、アジア、オセアニアを加えるとその比重は80%近くになる。一方、産業別配分をみると、製造業が全体の37%を、そして石油採掘が34%を占めている。

これらの多額な資本の流入は、低開発国側からみれば、開発所要資金の有力な供給源となるものである。事実、これら外資の流入に一層の誘因を与えるため、いずれの国においても程度の差はあれ、さまざまな外資導入の優遇措置が講じられている。とくに低開発諸国にあっては、国内資本蓄積の不足を補うために、あるいは資本蓄積達成の時間的距離を縮小するために、外資の導入にはきわめて積極的である。しかし同時に、このような急激な外資の流入が、資本導入国の内部に新たな経済的・社会的波紋をよび、さらには投資国と導入国との間に政治的な摩擦を生じつつあることも、周知のとおりである。

ところですでに述べたように、海外投資に関する経済

第1表 民間直接投資の地域別・産業別配分 (DAC) 累計額 (1965~70) とその構成比 (%)

(単位: 100万USドル)

	石 油	鉱 業	製 造 業	そ の 他	合 計	地 域 別 配 分 比 率
ヨーロッパ	123(15.0)	18(2.2)	478(58.1)	204(24.8)	823(100.0)	823(10.2)
アフリカ	1,167(61.2)	228(12.0)	264(13.8)	248(13.0)	1,907(100.0)	1,907(23.6)
ラテン・アメリカ	311(9.6)	250(7.7)	1,774(54.9)	895(27.7)	3,230(100.0)	3,230(40.0)
中 近 東	815(91.3)	1(0.1)	43(4.8)	34(3.8)	893(100.0)	893(11.1)
アジア, オセアニア	309(25.3)	169(13.8)	461(37.7)	284(23.2)	1,223(100.0)	1,223(15.1)
合 計	2,725(33.7)	666(8.3)	3,020(37.4)	1,665(20.6)	8,076(100.0)	8,076(100.0)

(出所) OECD・DAC, *Development Assistance, 1971 Review* より算出。

学的研究はその歴史も浅く、これまでその分析手法は資本移動論、つまり資本という生産要素の国際間移動の問題として、例外的に取り扱われてきた。海外投資を国際資本移動論としてとらえる考え方には、マクドゥガル(注1)ないしケンプ(注2)に代表されるアプローチと、ヘクシャー=オリーン理論(注3)にもとづくアプローチとがある。前者は貿易を捨象した1財モデルの分析であり、限界生産力曲線を用いて資本移動の経済効果を考察するものである(注4)。これに対して後者は貿易を明示的にとり入れた2財・2要素モデルであり、生産要素(資本)の国際間移動が産出量・貿易量におよぼす効果を分析する。

このような伝統的な海外投資理論に対し、近時、海外投資を個別企業に特殊化された生産要素の国際間移動としてとらえ、その分析を産業組織論の手法によって行なう動きがみられる。ハイマー(注5)に代表されるこのアプローチは、現在の国際経済の新しい現象である多国籍企業行動を論じる場合、きわめて有効な方法論であると言える。

このように、海外投資のメカニズムを理論的に解明する試みは、近年さまざまな角度から急速に行なわれはじめている。その背景には、激増する外国投資の流れがあり、それが資本導入国の経済厚生にどのような影響を持つかという、一つの現代的課題がある。すでに述べたように、今日の低開発諸国の多くは、自国経済の開発とくに工業化の推進のために多額の外貨を必要とし、またその獲得に熱心である。外資の導入はこのような外貨ギャップを充足するだけでなく、それに付随する生産技術や経営組織などの移転効果も含め、資本導入国に一定の経済効果を与えるものと考えられている。

そこで本稿ではまず、このような外資の導入が、資本導入国の経済厚生にどのような影響を持つか、とくに一定の条件の下におけるその背定的あるいは否定的効果につき、概念的な考察を行なうことにする。その場合、方法論としては、上述のヘクシャー=オリーン理論に依拠した簡単な2財モデルを使用する(注6)。ついで、その分析の帰結を、東南アジアの2国(タイ、シンガポール)の事例に適用し、それぞれにおける工業化と外資導入の実態につき、若干の考察を行ないたい。

(注1) MacDougall, G. D. A., "The Benefits and Costs of Private Investment from Abroad: A Theoretical Approach," in *Economic Record* (March 1960), pp. 13—35.

(注2) Kemp, M. C., *The Pure Theory of*

International Trade, Englewood Cliffs, Prentice-Hall, 1964.

(注3) ヘクシャー=オリーンの定理(The Heckscher-Ohlin Theorem)は、所得分配におよぼす外国貿易の影響を論じたヘクシャーの論文(1919年)によってまず展開され、ずっと近年になってオリーンの論文(1933年)によって大成されたもので、貿易のパターンを各国の生産要素の賦存量と、生産過程の要素集約度によって説明しようとするものである。その際リカードの比較生産費説に対する批判が媒介となった。同理論には、前提とする諸仮定(両国の生産関数同一、完全競争、輸送費の無視、生産関数の一次同次性、限界生産力逓減、要素価格の変化にもとづく要素集約度不変など)について、その現実的妥当性が問われているが、依然として現在の国際貿易理論の支柱的位置を占めているといえる。

なお、ヘクシャー=オリーン理論に拠って海外投資の経済効果を論じた邦文文献に、宇沢弘文「資本自由化と国民経済」(『エコノミスト』昭和44年12月23日号)、浜田宏一「国際貿易と直接投資の理論」(『東洋経済』臨時増刊 1971年2月5日号)がある。

(注4) この手法にもとづいた邦文文献としては、以下のものがある。浜田宏一『経済成長と国際資本移動』東洋経済新報社 昭和42年。渡辺太郎「国際投資と国家的利益」(『大阪大学経済学』第16巻 2, 3号 1966年)。池間誠「直接投資——一つの理論的アプローチ」(『世界経済評論』1974年8月号)。

(注5) Hymer, Stephen H., "The International Operations of National Firms: A Study of Direct Investment" (MIT Doctoral Dissertation, 1960).

なお同じく直接投資を、経営資源の国際間の移動としてとらえた邦文文献として、小宮隆太郎「直接投資と産業政策」(新飯田・小野編『日本の産業組織』岩波書店 昭和44年)がある。

(注6) 本稿は、前掲(注3)の宇沢論文で用いられたモデルに依拠し、これに若干の変更を加えたものである。

II 封鎖経済と自由貿易

外資導入の経済厚生効果を論じるにあたり、国際経済学で広く使われている幾何学図形を使って、そのメカニズムを分析したい(注1)。

いまある国民経済Aがあって、この国では外国貿易が

学者がいただいている最も特異な幻想の一つとして指摘している。しかしながら本稿では、効用関数および要素配分が、社会を構成するすべての個人において等しいとするミードの仮定 (Meade, J. E., *A Geometry of International Trade*, London, George Allen & Unwin, 1952 参照) に従って、論を進めたい。

III 自由貿易下の外資導入

前節において描かれた自由貿易体制のもとで、いま1単位の外国資本が導入された場合、外資導入国の経済厚生にどのような変化が起こるのであろうか。

第2図において、仮にX, Y2財についてX財を資本集約財, Y財を労働集約財とする。具体的にはX財に自動車工業を, Y財に綿紡績工業を想定することが可能であろう。いまこの国に新たに外資が導入され、一定量の資本が自動車工業に投下されたとする。生産物の価格比に変化がなければ、リプチンスキーの定理(注1)によって、資本保有量が全体として増加したとき、資本集約財の生産は増加し、逆に労働集約財の生産は減少する。すなわち従来の生産可能曲線ABは、X財についてより大きなふくらみを持った曲線A'B'へとシフトする(第2図参照)。仮定に従って、自由貿易下の価格線 M_0N_0 の勾配に変化がなければ、 M_0N_0 の平行線 $M_0'N_0'$ が曲線A'B'と接する点 P_1 が、新たな生産点となる。この結果図において、Y財の生産は PO_2 だけ減少し、一方X財の生産は P_1O_2 だけ拡大する。

外資の導入が、このような形で行なわれることによって、資本導入国の工業生産とくに資本集約工業の生産拡大が急速に行なわれることは、現実の東南アジア諸国に一般に見られるところである。たとえば、工業セクター

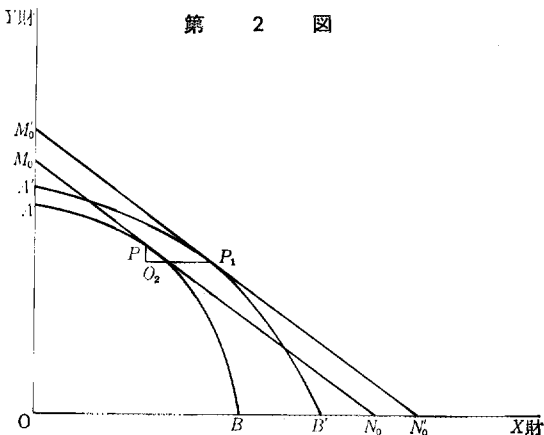
の成長率が著しく高いシンガポール、香港をはじめとして、台湾、韓国、タイの諸国においては、その急速な工業化は外国資本の導入によるばく大な設備投資が主導的な役割を果たしていることは否定できない。すでに述べたようにこれらの国では、国内資本蓄積の不足のために、またその達成に要する時間的距離を縮小するために、外資の導入にきわめて積極的である。したがってこれらの国の急速な工業化過程が、多分に外来の資本あるいは企業による生産拡大に依存した部分を持っている点が、注意されねばならない。

この意味で、1単位の外資の導入にもとづく工業生産の拡大が、当該国の経済厚生に実質的にどのような影響を与えるかが問題となる。第2図において、Y財を尺度として国際価格で測った資本導入前のこの国の実質国民所得は OM_0 で示され、資本導入後のそれは OM_0' で示される。したがって1単位の資本の導入によってこの国は、図で M_0M_0' の距離に等しい所得の新たな増加を得ることになる。

しかしながら、この国民所得の増分 M_0M_0' は本来、外国資本に対する利潤の支払い部分である。したがってもし M_0M_0' がすべて、利潤として投資国へ本国送金されるならば、資本導入国にとっては資本導入にもとづく直接的な経済効果はないことになる。もしこの部分に、当該国の税制に従って法人課税が行なわれるならば、この国に一定の財政収入をもたらすことになるであろう。すなわち自由貿易体制下における外資導入は、利潤の帰趨をめぐって異なる結論が導ける。この意味で当該国の経済的厚生にとって、中立的効果を持つと言える。

現実の東南アジア諸国の外資政策は、上述の論理とはむしろ逆に、外資の導入にあたって利潤の本国送金の承認および法人課税における減免措置を、その優遇措置の一環として強調している。このことは、この地域のほとんどの国の外資導入政策に、共通してみられる傾向である。もちろんこの場合、このような優遇措置が無制限に与えられているわけではない。原理的にはこのような優遇措置は、外資に対し投資のインセンティブとして与えられるものであるから、一方では、外資導入による経済的利益の大きさと比較秤量が行なわれているわけである。その意味で、東南アジア諸国の外資政策がさまざまな優遇措置を積極的に講じていることは、これらの国で外資の役割に対しきわめて大きな期待や評価が与えられていることを示している。

しかし上述の理論的考察の結果は、投資利潤の本国送



金や、課税上の優遇措置が与えられれば与えられるほど、単位当りの導入外資のもたらす経済厚生効果はネグリジブルなものとなっていくことを示している。もっともこの場合当該国が、外資の導入によって自国の工業化過程全般にわたる構造的変革をなしとげうると考えているものとすれば、その評価は異なってくると言える。すなわち外來の資本、技術、経営組織などの導入によって自国の経済活動に一つのインパクトを与え、競争原理の強化による生産性の向上や波及効果の拡大による関連諸産業の振興などを通じて、長期的には自国の産業構造の質的転換を実現しようと意図する場合には、外資導入の経済効果に関する評価も異なってくる。

このような考え方は、換言すれば、自国の工業化に著しく高い評価をおき、国の開発政策の中心に工業化優先を設定する考え方であると言える。たとえば、H・G・ジョンソンが指摘しているように、多くの国において、開発にあたって、他の産業部門に優先して工業生産の増大を重視する傾向がみられる。これは1国全体としての工業生産選好 (Preference for Industrial Production) とでも言うべきものであって、社会の経済厚生は個々の消費者や生産者の厚生合計だけではなく、これに上記の集団的選好にもとづく厚生を加えたものからなる、という概念である(注2)。すなわちその国の経済政策の基本に、1単位の工業生産の拡大、1単位の工業製品の輸出増大が非常に高い価値を与えられるとき、伝統的な経済理論による厚生純減(あるいは超過コスト)がみられても、この集団的選好がその損失を相殺する、と考えられる。

このような集団的選好は、かつての後発資本主義国であったドイツ、日本において、またソ連や他のいくつかの社会主義国において認められ、現在では低開発諸国においてその傾向が強く現われているように思われる。しかし工業選好は、むしろ一種の経済外的な価値目標ともいうべき性格が強く、一般論として経済学的にその正当性を論ずることは困難である。したがって、外資の導入を工業化推進の重要な手段として活用する政策を立てる場合には、自国経済にとってのその効果に関する明瞭な分析と評価が必要であろう。

(注1) リプチンスキーの定理、「ある要素供給量が一定で、他の要素供給量がなんらかの要因で増加したとき、商品価格比率が不変であるとするなら、増加した生産要素をより集約的に用いる商品の生産量は増加し、より粗放的 (less intensive) に用いる商品の生産

量は減少する」。Rybczynski, T. M., "Factor endowment and relative commodity prices," in *Economica* (XXII, Nov. 1955).

(注2) Johnson, H. G., "An economic theory of protectionism, tariff bargaining, and formation of customs union," in *Journal of Political Economy* (June 1965). また、小島清監修・柴田裕訳『H・G・ジョンソン、国際貿易と経済成長』弘文堂 1970年、参照。

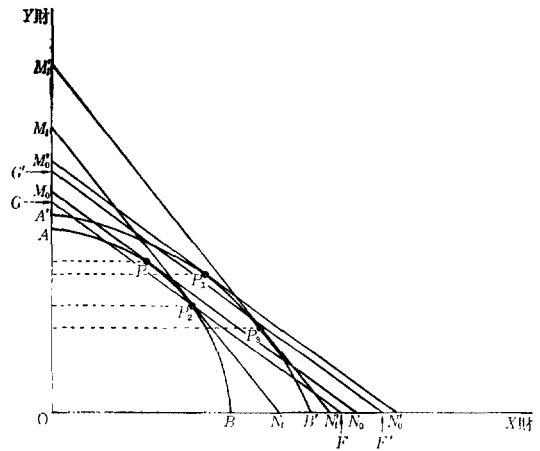
IV 保護貿易下の外資導入

ところで前節で扱った自由貿易下の外資導入のモデルは、東南アジアの場合、自由貿易港を標榜する香港およびシンガポールを除き、その他の諸国には妥当しないことが指摘されよう。すなわちこれら2国を除き、その他の諸国では貿易体制はきわめて保護的であり、高率の関税障壁がはりめぐらされているのが実状である。開税その他の通商政策によって自由な貿易が妨げられている状態で、外資の導入が行なわれた場合、どのような経済厚生上の効果が生じるであろうか。つぎにこの点につき考察することにする。

第3図は、第2図に保護関税下の交易条件線 M_iN_i および $M_i'N_i'$ を書き加えたものである。

いま仮に、資本集約財であるX財に保護関税が課されたとする。この結果国内ではX財の価格が高まり、Y財に対するその相対価値が増大する。このことは第3図において、生産可能曲線がABの場合、自由貿易下の国際価格線 M_0N_0 に対して保護関税下の価格線(仮に関

第 3 図



税価格線と呼ぶ)が、 $M_i N_i$ として描けることを示している。すなわち $M_i N_i$ は $M_0 N_0$ に比し、急勾配の直線として描かれる。この結果、均衡生産点は P から P_2 へとシフトし、 X 財の生産増大と Y 財の生産縮小が起こる。

このような状態でいま外資の導入が行なわれると、既述のように生産可能曲線 AB は $A'B'$ へとシフトする。この $A'B'$ に接して同じように国際価格線(自由貿易線)と関税価格線を描けば、それぞれ $M_0' N_0'$ および $M_i' N_i'$ の二つの価格線が得られる。この場合、関税保護下でもリプチンスキーの定理は成立するので、資本導入前の均衡生産点 P_2 は資本導入後 P_3 へと、さらに右下方にシフトする。すなわち、 X 財の一層の生産増大と Y 財の一層の生産縮小が起こる。また、外資に対する利潤の支払いは、第3図で Y 財で測って $M_i M_i'$ の距離に等しいことになる。

この結果、国民所得の増減に関してつぎのことが言える。すなわち外資導入前のこの国の実質国民所得は、 Y 財で測って OG の距離で表わされており、外資導入後はこれに GG' を加えた OG' の距離で表わされている。しかし関税保護下で外資導入が行なわれる結果、この OG' より外資への利潤支払い部分 $M_i M_i'$ を差し引いた残余が、新たなこの国の実質国民所得となる。その値は、当初の実質国民所得 OG より小さな値となる。なぜなら既述のリプチンスキーの定理から、第3図で $M_i M_i'$ はつねに GG' よりも大きく、したがって次の等式が成り立つからである。

$$(OG + GG') - M_i M_i' < OG$$

$$(ただし GG' < M_i M_i')$$

なおこのような形での資本導入による実質国民所得の減少分は、外資進出によって新たに国内生産されることになった資本集約財 X の増加分が、もし輸入されたとした時に課せられるであろう関税額と等しいことが、検証されている(注1)。この場合、資本導入国は外資への支払い利潤に一定の法人課税を課することによって、失われる利益の一部を回収することはできる。しかし外国資本に対して投資のインセンティブを残すためには、その適用にも限界がある。この意味で、外資導入へのインセンティブのための保護関税率と、国家利益のための利潤税率との間に、ある最適の組合せが想定されてくるが、ここではこの問題については論じない。

いずれにせよ、高率関税設置の下で外資を導入することは、進出外資に国内産業と同じ手厚い保護を与えてそ

の企業活動を奨励することと同義となる。それは上述のように資本導入国の経済厚生を悪化させるだけでなく、国内の同種企業に一定の圧力を加える可能性を持ち、国内の民族系企業との間に摩擦を生じがちとなる。

このように外資導入の経済効果に関する理論的考察の結果は、外資導入が自由貿易と平行して行なわれるときには中立的な効果を持ち、保護関税の設置と並行して行なわれるときには、明らかに否定的な効果を持つことが理解される。東南アジア諸国における外資導入の実態をみると、この間の実証的な関係が観察される。そこでつぎにケース・スタディとして、タイとシンガポールをとりあげ、若干の考察を行ないたい。

(注1) 宇沢弘文 前掲論文。

V タイのケース

タイにおける外資導入は、1962年に公布された「産業投資奨励法」(注1)を契機として、急速に拡大した。法令では、1961年に始まる第1次経済開発計画の遂行にあたって、外資の導入を積極的に促進することが表明され、外資に進出のインセンティブを与えるための基本的優遇措置が明文化された。優遇策として企業の租税減免措置(注2)および関連商品への保護関税設置策が規定された。

タイ経済は、この産業投資奨励法の施行を機に、60年代を通じてその輸入代替工業化を遂行してきた。1960年から70年にかけて、タイの経済成長率は年平均8.1%であり、部門別では農業の5.5%に比し工業は11.0%の高率で拡大した。同期間のGNP成長寄与率でも、工業は農業を凌駕する22.0%の水準を示し、また産業構造に占めるそのウェイトも上記の10年間に11.6%から16.9%へと高まった(注3)。このような急速な工業化の背景に投資奨励法にもとづく工業企業の新設・拡張がある。

第2表は、同法のもとで許可された企業の新設・拡張件数および投資額の推移を示している。表によれば、1971年9月末現在で奨励企業数は573、その登録資本額は約74億バーツ、そして投資総額では約242億バーツとなっている。これら奨励企業に占める外国系企業のウェイトをみると、登録資本額では全体の33%、企業数では合弁企業を含めて総数の56%を占めている。これら合弁企業の大部分は、実態として外資シェアが過半数を占めているため、奨励企業全体では約半数の企業が外資経営下にあるということが出来る。この意味で、60年代におけるタイ工業の発展にとって、外国資本がきわめて大きな役割を果たしてきたことは明らかである。

研究ノート

第2表 産業投資奨励法にもとづく企業数・資本金額の推移(タイ)

	1960~65 累計	1966	1967	1968	1969	1970	1971 (1~9月)	1960以降 累計
許可証発給件数	270	31	86	93	71	89	56	696
奨励企業数	221	27	78	82	53	64	48	573
内訳								
タイ企業	92	10	37	38	26	27	24	254
外国企業	4	2	3	8	1	3	—	21
合弁企業	125	15	38	36	26	34	24	298
登録資本(100万バーツ)	2,513	503	958	615	1,252	1,005	545	7,391
内訳								
タイ資本	1,723	313	711	336	807	664	386	4,940
外国資本	789	190	247	279	445	342	160	2,451
投資総額(100万バーツ)	6,850	1,704	4,448	2,562	4,202	2,988	1,398	24,151

(出所) Govt. of Thailand, Board of Investment, *Activity Report*, Sept. 1971.

第3表 関税構造の推移 1960, 1969 (タイ)

商 品	1960年 関税		1969年 関税	
	従価(%)	従量(バーツ/kg)	従価(%)	従量(バーツ/kg)
未加工木材	27.5		10.0	
パルプ	27.5		10.0	
銃	10.0		5.0	
エアコン用モーター	55.0		15.0	
合板	30.0		40.0	
製紙	10.0		30.0	
亜鉛鉄板		0.35		1.25
完成エアコン	55.0		60.0	
人造繊維織物	40.0	16.50	60.0	40.00

(出所) Ingram, J. C., *Economic Change in Thailand*, Stanford Univ. Press, 1971, p. 297.

タイ政府はこれらの進出外資企業に対して上述の優遇措置を講じてきたが、とりわけ関税率操作に関しては、同一製品の輸入には高率関税を、輸入投入財には低率関税を適用し、国内での企業活動に保護を与えてきた。外資系を中心とするこれら奨励企業は、5カ年間の優遇適用期間が経過したのちでも、ひきつづき保護関税の存続

を要請した。ある場合には、奨励企業の保護のためにいくつかの商品について輸入数量割当てや輸入禁止などの直接的措置がとられ、また国内企業保護のために必要とみなされた場合には、輸入統制リストに特定の商品が記載されてきた(注4)。

第3表は、60年代初頭と末期における関税率の変化をいくつかの商品についてみたものである。そこには国内製品と競合する商品の輸入に高率を、投入財の輸入に低率をという関税賦課のパターンがみられる(注5)。すでに前節においてみたように、保護関税の存在は外資にとってそれだけ大きな進出のインセンティブとなる。外資系企業も国内産業として保護関税の下におかれ、海外からの競争を避けることができるからである。タイが指向した政策すなわち輸入代替工業化政策の下では、外資企業は保護された国内市場を目的として生産活動を行なうため、国際競争力の育成が怠られ、輸出貿易における貢献度も高くはない。

第4表は、タイにおける最有力の外資である日系企業の総売上高と輸出額を示している。この表によって各産業にわたり、その売上高に比べ製品輸出高が驚くほど少

第4表 日系企業の総売上高と輸出額(タイ) (単位: 100万バーツ)

	1966		1967		1968		1969	
	売上高	輸出高	売上高	輸出高	売上高	輸出高	売上高	輸出高
織 維	415.1	11.6	556.7	7.6	664.9	8.8	840.0	6.8
自 動 車	385.1	—	737.5	0.7	1,002.8	—	1,253.7	—
金 属 製 品	393.1	1.6	530.5	6.2	720.4	5.3	874.8	13.5
食 品	150.1	5.0	170.6	—	205.6	—	273.1	5.9
そ の 他	140.1	10.7	196.5	7.4	224.4	5.6	307.0	25.1
合 計	1,483.5	28.8	2,191.8	21.9	2,818.0	19.7	3,549.0	51.3

(出所) ECAFE, *Economic Survey of Asia and the Far East*, 1970, Table I-4-31, p. 58.

ないことがわかる。60年代後半の4年間に、繊維、自動車、金属、食品の4工業の売上高は67%伸びて約33億パーツの規模になったが、この間に輸出高は1900万パーツから2700万パーツに増えたにすぎない。売上高に対する輸出高の比率は、1966年の約2%から69年の約1.5%へと、むしろ低下している。

ミントも述べているように(注6)、輸入代替政策の促進の結果、第1の局面である国内工業の育成とくに国内市場を前提とした消費財工業の育成は一応達成されるが、第2の局面にいたって資本財・中間財の輸入急増と国際収支の悪化により、工業化は停滞する。タイのケースは、この輸入代替政策の遂行にあたって大規模な外資の導入を行なったことが、一層問題を複雑にした。

タイ政府は、1971年10月に発表された第3次経済社会開発計画(注7)の策定において、国際収支の安定、貿易構造の輸出指向化、産業構造の転換を主目標に掲げ、停滞する経済の立て直しにかかった。これに呼応して、72年10月布告は(注8)、従来の投資奨励法に代わる新法を制定し、外資に対する規制・選別の強化を行ないはじめた。この新産業投資奨励法では、外資に対する優遇措置の縮小、奨励産業の範囲の転換および輸出産業の振興を強調し、新たな優遇措置として輸出用投入財の輸入税および関連事業税の軽減、国産原料の利用に対する事業税の免除などが表明された。

さらに同年末における激しい学生の反日デモを背景として、72年11月布告として「外国人企業規制法」(注9)が、ついで12月布告として「外国人職業規制法」(注10)が相ついで制定された。

このうち「企業規制法」では、主に国内のタイ系企業との競合排除が目的とされ、規制業種は小売・サービス関係を中心としたAグループ、タイ人に操業能力あるとみられる一次産品加工業・セメント・運輸などを中心としたBグループ、そしてこれらに含まれないその他製造業を中心としたCグループとに分けられている。A、Bグループについては、外国企業の新設の禁止が、Cグループについては企業新設の場合、商業登録局への登録が義務づけられている。またすでに存在する外資企業については、Aグループの場合2年以内の操業停止が要求され、B、Cグループの場合存続は認められるが、1972年度を基準として生産量、販売量の年30%以上の拡大および支店の増設は認められないと規定されている。一方「職業規制法」でも、タイ国内で就業する外国人に対する許可証発行制、外国人の就業禁止もしくは条件つき禁

止の業種の制定など、従来に比べ外国人の出入国や就業に関して規制が強化されている。

このように現在タイでは、60年代における外資導入による輸入代替政策が大きく転換しつつあり、全体として外資規制が強められ、経済のタイ化が進められはじめている。

(注1) Promotion of Industrial Investment Act, 1962.

(注2) 租税減免措置としては、1)製品の販売開始または所得発生時より5年間の法人税の免除、2)工場設立に要する機械・資材の輸入税および事業税の全額免除、3)外国人熟練労働者および技師の入国人数わくの拡張許可、4)輸入税、営業税の5年間の減免措置、などを骨子としている。

(注3) Bank of Thailand, *Annual Economic Report*, 1971.

(注4) Ingram, J. C., *Economic Change in Thailand 1850-1970*, Stanford Univ. Press, 1971, pp. 297-298.

(注5) タイにおける輸入関税は、国内生産の行なわれている消費財・中間財に関してはおおむね30~60%の高水準にあり、この税率は60年代を通じて相ついで引き上げられてきた。1970年7月以降、貿易収支の急激な悪化に対処するため、耐久消費財をはじめとして一般消費財の関税率はさらに引き上げられ、その水準は60~80%となっている。なお1970年の改正にともなう関税率の引き上げ状況(一部)は、つぎのようである。

合成ゴム、従来30%→改正50%、皮革40%→60%、ジュート製品30%→60%、はきもの30%→60%、エアコンディショナー60%→80%、冷蔵庫55%→80%、カラーテレビ35%→80%、乗用車(現地組立て)30%→50%、乗用車(完成車)60%→80%——(タイ国、官報87巻58号、Emergency Decree on Customs Tariffより)

(注6) Asian Development Bank, *Southeast Asia's Economy in the 1970's*, London, Longman, 1971—Chapter I. Overall Report by Fla Myint.

(注7) The Third National Economic and Social Development Plan, 1972~76.

(注8) Announcement of the Revolutionary Party, No. 227. (Law on Industrial Investment Promotion), Oct. 20, 1972.

(注9) Announcement of the Revolutionary

Party, No. 281 (Alien Business Law), Nov. 25 1972.

(注10) Announcement of the Revolutionary Party, No. 322 (Alien Occupation Law), Dec. 3 1972.

VI シンガポールのケース

シンガポールはしばしば、上記のタイのケースとは正反対の例として取り上げられている。すなわちシンガポールは、東南アジア諸国のなかで、外資導入にもとづく工業化がきわめて効果的に行なわれた国として一般に考えられている。

シンガポールはもともと、英軍の極東における軍事基地としての役割を担っていたが、経済的には香港と並び、自由貿易港として近隣諸国相手の仲継貿易を営むことによってその経済を支えてきた。60年代後半に入って、仲継貿易のウエイトがしだいに減少傾向をみせ、これに加えてイギリス極東駐留軍の撤退が行なわれるなど、財政収入の減少と雇用縮小の問題が切実となってきた。このような事態に対してシンガポールがとった政策は、急速な工業化による生産力の拡大とそれにもとづく雇用拡大策であった。

1965年から71年にかけて、シンガポールの国内総生産は年平均14.0%の高率で成長し、その間産業構造に占める製造業のウエイトは14%から23%へと上昇し、雇用労働者数も5万2000人から12万6000人へと拡大した(注1)。

60年代におけるシンガポール工業の構造変化をみるために、付加価値の業種別構成の推移をみると第5表のようになる。この表では各産業を消費財、中間財および資本財の3グループに分類し、それぞれのウエイトを求めている。表によると1960年から70年にかけて、消費財生産部門のウエイトは大幅に減少し、代わって中間財および資本財のウエイトが増大している。とくに石油精製・同製品、電気機械器具、輸送機器の伸びが著しい。シンガポール工業の構造変化は、これらいくつかの産業における急速な拡大を基軸として推進されていることがわかる。

ところで、シンガポールの急速な工業化過程をみる上でわれわれが目にするのは、その政策的な誘導措置とくに直接外国投資の導入による工業生産力の拡大という側面である。法制的にみるとシンガポールはこれまで、1959年に制定された「創始産業法」(注2)をはじめとして、同年の「工業拡大条令」(注3)、1967年の「経済拡大奨励

第5表 製造業* 付加価値の業種別構成(シンガポール) (%)

		1960	1970
I	消費財	34.1	17.0
	食飲	11.8	7.0
	繊維	13.9	3.2
	織物	5.4	4.3
II	中間財	39.7	41.9
	木印	7.1	5.5
	刷学	17.2	4.7
	コ製	6.8	4.5
	同製		19.2
製品	3.9	3.1	
III	資本財	26.3	37.7
	金属	7.7	6.6
	機械	4.6	2.6
	電気	5.6	11.7
	輸送	6.1	14.6
IV	その他分類不明の業種	—	2.8
合計		100.0	100.0

(出所) Singapore, Report on the Census of Industrial production, 1960-61 および1970より算出。

(注) * ゴム加工、採石を除く。

法」(注4)および1970年の同法の改正(注5)などによって、工業投資とくに外国からの投資に各種の優遇措置を与えてきた。優遇政策は主として租税の減免措置からなり、創始産業として指定された企業に、その投下資本額の規模に応じて2~5年間の免税期間をもうけるものであった。また輸出振興のために、輸出額が当該企業の販売総額の20%以上であり、かつ金額が10万Sドル以上のものに限り、一定の免税期間を認めるものとした。

第6表は、この優遇措置の適用を受ける創始産業企業の生産指標の推移をみたものである。1963年から70年にかけて、認可企業数では2.5倍、操業企業数では9倍、払込み資本金額では11倍となっている。とくに全製造業生産高に占める創始産業のウエイトは、60年代後半にあっては40%前後の水準にあり、シンガポール工業におけるその重要性が目目される。また輸出貿易に占めるウエイトをみると、創始産業企業の販売総額に占める製品輸出の割合は、60年代後半においておおむね30~40%の高さにあり、さらにその輸出総額はシンガポール製造業直接輸出総額の約3分の1(注6)を占める大きさを示している。

このように60年代半ば以降におけるシンガポール経済の拡大は、工業生産の急速な拡大を軸として行なわれて

第6表 創始産業の生産指標(シンガポール)

(単位: 100万Sドル)

	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970*
企業数	113	113	144	165	234	255	281	296
うち、操業中	29	56	95	111	159	203	236	262
うち、本国内	52	156	166	191	224	350	587	661
うち、国外	24	89	86	106	112	159	248	313
うち、同上	(47)	(57)	(52)	(55)	(50)	(45)	(42)	(47)
うち、同上	27	68	80	85	112	191	339	348
うち、同上	(53)	(43)	(48)	(45)	(50)	(55)	(58)	(53)
生産高(A)	153	220	318	490	649	1,015	1,200	1,623
付加価値額(B)**	34	50	86	119	164	268	334	548
創始産業の比率(A/B)	844	928	1,082	1,326	1,687	2,176	3,214	3,983
輸出高(C)	---	---	326	524	656	1,056	1,276	1,762
直接輸出高(D)	---	---	88	185	261	317	460	862
製造業直接輸出高(E)**	---	---	571	674	862	1,018	1,265	1,708
販売高に占める輸出比率(D/C)	(-)	(-)	(27)	(35)	(40)	(30)	(36)	(49)
全製造業輸出高に占める創始産業**	(-)	(-)	(27)	(35)	(40)	(30)	(36)	(49)
製品輸出比率(D/E)	(-)	(-)	(15)	(27)	(30)	(31)	(36)	(50)
就業者数(F)	2,654	5,416	10,495	11,102	16,326	22,408	36,071	50,464
全製造業就業者数(G)**	36,586	41,488	47,334	52,807	58,347	74,833	100,758	126,449
就業者数の比率(F/G)	(7)	(13)	(22)	(21)	(28)	(30)	(36)	(40)

(出所) Singapore, Economic Development Board, *Annual Report* 各号より作成。

(注) * 1970年の数字は暫定数字。 **全製造業には、従業員10人未満の企業およびゴム製造業を含まず。

おり、その拡大は創始産業企業を中核として進められている。

そしてこの創始産業の最重要の役割は高加工度工業製品の国内生産と、その輸出拡大とに置かれており、この段階で高度の技術と大規模な資本力を備えた先進諸国の企業進出が誘致されているのである。

この創始産業における外資参加状況を産業別にみると、各業種のうち相対的に外国投資の比率の高いものは、石油、化学、金属、機械、電気製品など外来の資本集約的な中間財・資本財産業であり、いずれも外資の参加比率は3分の1以上を占めている(注7)。シンガポールの工業化過程はこれまで、この石油産業あるいは機械・電子機器産業に象徴されるように、重化学工業化の方向をたどってきている。その主たる迫り手である外資の誘致にあたりシンガポールは、既述のタイのケースとは対照的に、保護関税の設置を主体とする国内産業保護政策をとらず(注8)、もっぱら課税上の優遇措置によってインセンティブを提供してきた。シンガポールの持つ地理上の利点、すぐれた外部経済、整備された商業・金融網、そして良質の労働力の存在という条件が、このような政策の実現を一層容易にした。したがってシンガポールに流入する外資は、タイのケースとは異なり、政府の保護措置あるいは国内市場を前提とせず、もっぱら加工生産基地

としてのメリットを求めて行動するという特徴がみられる。すなわちシンガポールの場合には、工業化のための外資導入にあたり、タイにみられるような輸入代替産業の誘致に比べ、当初から輸出産業の誘致に重点をおいており、政策的にも国際市場を目指した競争力の育成を進出企業に求めてきたと言える(注9)。

現在シンガポールでは、工業生産の一層の大規模化・高加工度化をめざして、創始産業企業に対する優遇規定を修正し、企業選別の度合いを深めている。

たとえば1970年の経済拡大奨励法改正によって、投下資本額が100万Sドル以上の大規模投資に限り、5年間の法人所得税免除が与えられ、これ以下の資本規模のものは、高度の技術水準を持った輸出指向産業である場合に限り、同じ優遇措置が与えられるとしている。また既存の企業が設備拡張を行なう場合の優遇措置についても、同じように規準投資額の引き上げが行なわれている(注10)。これらの改正の狙いは結局、工業構造の高度化を図るため、投資規模の大型化に一層の誘因を与えることにあるといえる。

シンガポールはこのように、自由貿易港としての条件に大型外資導入を結びつけ、輸出指向型工業生産を進めるといふ、工業化の一つのパターンを生み出しつつある。しかしこのパターンは一面で、巨大外資(その多くは

わゆる多国籍企業)の加工生産基地化のプロセスでもある。その意味でシンガポールの国民経済は、外資支配のウエイトの著しく大きい、きわめて奇形な構造的特質をもったものとなることが予想される。

(注1) Singapore, *Yearbook of Statistics*, 1971/72.

(注2) The Pioneer Industries <Relief from Income Tax> Ordinance, 1959.

(注3) Industrial Expansion Ordinance, 1959.

(注4) The Economic Expansion Incentives Act, 1967.

(注5) Amendment Act, 1970.

(注6) 1970年の統計では、この比率は50%にまで上昇している(第6表参照)。

(注7) Singapore, Economic Development Board, *Annual Report*, 1967.

(注8) シンガポールの現行関税は、The Customs Duties Order, 1966に準拠している。自由港としての伝統から、以前は酒、タバコ、ガソリンなど数品目にしか関税は賦課されなかった。1965年8月の独立以降、課税対象品目が増え、現在約300品目におよんでいる。しかし一般に関税率は著しく低く、高いものでも、履物(40%)、合成皮革、ゴム製品、家庭用品(各35%)といった水準である。なおいくつかの品目についてタイとの比較をみると、以下のようなものである(シンガポールは1969年12月末現在。かつこ内は1970年1月現在の同一商品に対するタイの関税率)。

綿糸0%(25%)、綿製品0%(60%)、合成繊維0%(60%)、自動車(現地組立て)0%(30%)、自動車(完成車)0%(60%)、クラフト紙0%(30%)、スチール・ワイヤ、0%(30%)。

(注9) もっとも、創始産業における外資系企業の生産指標をみると、外資系企業は国内資本企業に比べて輸入原料依存度が高く、輸入原料単位当りの付加価

(単位: 1,000Sドル)

	国内資本企業 (A)	外資系企業 (B)	創始産業企業 (A+B)
原料輸入額 (R)	34,455	276,443	310,898
原料輸入依存度* (%)	61	91	86
付加価値額 (V)	34,582	84,817	119,399
輸入原料単位当り (V/R)	1.0037	0.3068	0.3840
付加価値			
売上額 (Sc)	95,234	428,266	523,500
輸出額 (Se)	51,644	133,566	185,210
輸出比率 (Se/St)	54	31	35
原料輸入率 (R/Se)	0.6672	2.0697	1.6786

(出所) Helen Hughes, *Foreign Investment and Industrialization in Singapore*, Canberra, 1969, pp. 216-217.

(注) * 使用原料総額に占める輸入原料の比率

値も3分の1以下の値を示している。また、輸出総額に対する原料輸入額の比率をみると、外資系企業では2.06と輸入額が輸出額を上回り、シンガポールの国際収支改善への寄与についてはいまだ不十分であると言える(表参照)。

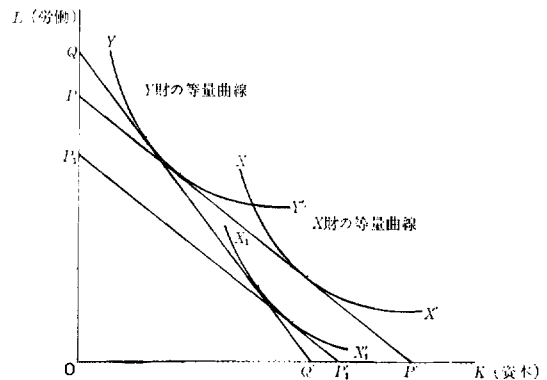
(注10) Amendment Act, 1970, *op. cit.*, Section 17-19.

VII む す び

直接外国投資の問題は近年、多国籍企業行動の分析という視点から注目されつつあることは、周知のとおりである。そこでは単なる資本の移動ではなく、技術・経営組織・研究開発能力などが固定化された一つの有機的な結合体である企業活動の移動が、分析対象とされている。国境を越えた事業組織の移動は古くからみられた現象であるが、第2次大戦後、イギリスおよびアメリカ系巨大企業をはじめとして、急速にその拡大が進められてきた。多国籍企業問題に関しては本稿で扱う余裕はなく、別の機会に譲りたいが、基本的にはそれがグローバルな視点に立っての企業運営という特質を持っていることから、導入国の経済に与えるインパクトは広くかつ深いものとなることが予想される。とくにこれらの進出企業が、すぐれた技術知識を備えたものであることによって、進出先で容易に独占利潤を得る可能性が大きい。

理論的にみると、卓越した経営資質を備えた企業の参入は、導入国の既存の生産関数に一定の変化を与えることになる。第4図は、X、Y 2財のみを生産する外資導入国Aにおける、両財の等生産量曲線(Isoquant)を示している。この国の生産要素がかりに資本(K)と労働(L)からのみ成っており、X財生産が資本集約的かつ相対

第 4 図



的に高水準の技術を必要とし、Y財生産が労働集約的であつた相対的に低水準の技術で生産可能とすれば、すぐれて高い技術を持った外資企業がX財生産に参入することによって（中立的技術進歩を仮定すれば）、X財の等量曲線は XX' から X_1X_1' へとシフトすることになる。

すなわち資本の流入がない場合でも、すぐれた技術水準を持った外資企業の参入によって、X財の等量曲線は原点に向かってシフトし、単位生産当りの資本使用量が変化する。このことは、第2図におけると同じように、この国の生産可能曲線がX軸の方向に拡大することと同意となる。この結果第2図にみられたように、X財の生産拡大にともなう新たな利潤は進出企業に帰属し、またこの国に保護関税が実施されている場合には、第3図と同じ手続きで、導入国の実質国民所得の流出が起こることになる。ジョンソン(注1)はこの図において、進出企業はコスト構成からみて、 $\frac{P_1'P'}{OP_1'}$ の割合で技術優位から生ずる利潤を得ること、あるいは $P_1'P'$ の範囲でX財の価格引き下げを行ない、競争企業に対抗しうること、また完全競争・完全雇用を仮定すれば、この国の要素価格比が PP' から QQ' へとシフトすることによって利潤率の上昇と労働賃金の下落が起こる可能性を、それぞれ指摘している。

このように卓越した技術、経営組織、研究・開発能力を備えた多国籍企業の参入は、導入国における生産・市場の寡占化を進め、長期的にはその経済を先進工業国との補完関係の中にビルト・インし、その構造的歪みを強めていく可能性が大きい。通常いわれる技術伝播効果一つをとってみても、すぐれた技術知識を所有していることが企業進出の優位性を保証しているものである以上、その自由化（公開・売却）は期待しにくいであろう。

以上これまで外資の導入が、純粋な資本移動であれ、あるいは、さまざまな経営資源を備えた企業の参入であれ、いずれの場合も導入国の経済に一定の影響を与えることを考察してきた。もちろん外国投資の問題は、すぐれて政治的・社会的な側面をも持っている。本稿ではこれらの側面については全く触れなかったが、経済学的にみた場合そこに多くの問題が存在することが理解される。本稿ではとくに導入国の立場からみて、1単位の外資導入が自国の工業化におよぼす影響を保護政策との関連で分析した。おそらく今後は、いずれの国においても外資導入にあたっては、自国の経済諸政策とくに対外的には貿易政策、対内的には独占禁止政策との関連において、慎重な選別と規制とが、ますます必要となってくる

であろう。

(注1) Johnson, H. G., "The Efficiency and Welfare Implications of the International Corporation," in *The International Corporation*, C. P. Kindleberger ed., Cambridge, MIT Press, 1970. pp. 45-47.

(調査研究部)